

消費税変更に伴うKEMPOSの対応について

10月より消費税率が変更となりますが、それに伴うKEMPOSの対応について説明します。
消費税額の金額の計算のみであれば、管理事項の消費税率を変更していただくだけで可能です。

1. 請求書システムの仕組みとしては以下のようになっています。

- 管理事項に「消費税率」という項目をもっています。現在は「8」と入力されています。

管理事項設定

管理ID 0 管理種別 事務所 丸め方法 切捨 切捨 切捨 切捨

名称 〇〇 特許事務所

住所 〒123 東京都〇〇区〇〇 1-1-1
〇〇ビル 100号

弁理士名 〇〇 〇〇

Tel 03-0000-1234 Fax 03-0000-1235

長官名

消費税率 8

請求番号 "請求No." "0000" 請求番号 208

入金番号 入金番号 19

見積番号 "見積No." "0000" 見積番号 89

- 請求書台帳にも「消費税率」という項目をもっており、こちらにはその請求書の消費税率が入力されており、現在のものには「8」と入力されています。

請求台帳

顧客Ref T05 単価区分 1 源泉区分 法定 復興税 有り

請求先 特許株式会社

参照先 出願 整理番号 P000003-1 Your Ref

件名 特許料納付

請求番号 207 請求日 2019/09/30

入金済 0 顧客請求

DN呼出 担当者

請求ID 193 管理者

請求形式 P410 集計区分

請求表題 特許料納付(請求項)

内外別 内内 法区分 特許 印刷済

印刷部数 2 消費税率 8 日付印刷

分割数 1 外貨 0.00

分割率 0 転記日 合成 1

- 請求書を新規作成する場合には、管理事項の「消費税率」が請求書の「消費税率」へコピーされます。
- 請求書には、画面上に「消費税率」という欄があり、これは手入力での修正が可能です。

2. 10月以降の請求書発行について

- 消費税の金額計算については、管理種別の「消費税率」を変更するだけで対応できます。
- 管理事項の「消費税率」を10に変更します。
これで新規に作成する請求書の消費税の税率は10%となります。
消費税の計算は、日付を見て判断しているのではなく、管理事項の設定によります。
- 管理種別で10%に設定した後で、個別に8%で発行したい場合は、請求書画面上で税率を「8」に変更します。
- 請求書に備考等で直接「消費税8%」等と記載してある場合は、デザインで修正する必要があります。（弊社にて行う場合は、有償となります）

3. 合計請求書を作成している場合

- 消費税の計算を個々の請求書の集計で行っている場合は、変更の必要はありません。
- 消費税の計算を、手数料の合計を元に再計算している場合は、修正の必要がある場合もあります。（実際の取り扱いをどのように行うかは、クライアント様との相談になるかもしれません）